

任意継続被保険者の標準報酬月額に係る上限額の改定について

令和４年４月から、任意継続被保険者保険料上限額を『440 千円』から『470 千円』[※]に改定させていただきます。

※ 当組合では、任意継続被保険者の保険料につきまして、『資格喪失時（退職時）の標準報酬月額』または『前年の９月３０日における当組合の全被保険者の平均標準報酬月額』のうち、いずれか低い月額をもって決定しております。